

弘前藩の刑法典（十五）—寛政律—

付『御用格』二十三・二十四（国立史料館所蔵）

橋本久

付3『人別方御用取扱条例』『人別調方取扱条例』

〔第十三号〕

（五）『寛政律』（その四）

付4『諸取引御触書』『公義御書付留』『公義御触書留』

〔第十五号〕

〔第六号〕
〔第十三号〕

（六）『寛政律』（その五）

〔第十四号〕

〔第二十号〕

付5（参考）『公事訴訟取捌』

〔第十五号〕

（七）『寛政律』（その六）

〔第十七号〕

（八）『寛政改正御刑法帳』

〔第十九号〕

（九）『寛政改正 刑律』

〔第二十号〕

付6『要記秘鑑』三十三〔第十七・十九・二十号〕

付2『隠商過料定牒』

(十) 『寛政九年 刑法』

〔第二十一号〕

一 寽政
(十四) 『御刑法帳』(十一) 『法律秘略』
付7 『要記秘鑑』三十四

〔第二十一・二十二号〕

(十二) 『寛政律』
付8 『御用格』二十一

〔第二十三号〕

(十三) 『和律』
付9 『御用格』二十二

〔第二十五号〕

(十四) 『御刑法帳』
付10 『御用格』二十三・二十四

〔本号〕

(十五) 『刑律』
(十六) 『旧津輕藩刑法』

〔次号以下〕

凡例

一 原本は弘前市立弘前図書館所蔵本（GK三一一・五一二三九）を用いた。

一 字体・字配りは、できるかぎり原本にしたがつた。異体字・変体仮名については、かならずしも原本通りではない。

一 原本の塗抹は元字の左に「」を付し、右に訂正した文字を記した。

一 原本の行末が次行に及んだ場合は、行末を示すために「」をくわえた。

一 原本の丁数・表裏を各終行末に「」で示した。

一 便宜上、(二)～(十三)に倣い、各項目に「一」、「二」、「三」、……、

各条文に仮番号1、2、3、……等の数字を付した。ただし条文番号の18～21は省く。

一 他に適宜書き加えた箇所は「」で示した。

一 変体仮名・異体字等に対応する仮名・正字を「」で示すのは少しにとどめた。

一 小紙片を貼った痕は「」で示した。

三 文化律

(一) 『刑法』

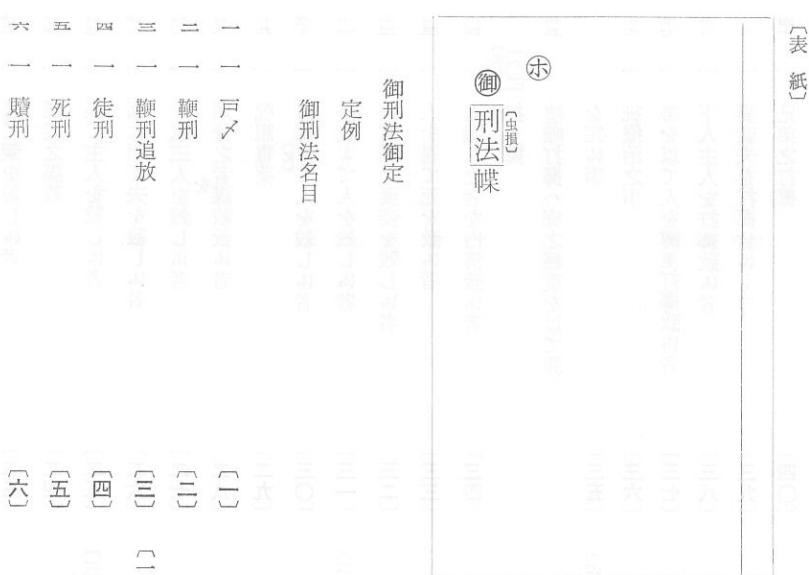
(二) 『御刑法帳』(その一)

(三) 『御刑法帳』(その二)

(四) 『御刑法帳』

〔表紙〕

〔縦24.2cm、横17.5cm〕



〔七〕 惡逆	〔一〕
〔八〕 不孝	〔二〕
〔九〕 不義	〔三〕
〔十〕 老幼癱疾之事	〔四〕
〔十一〕 一人ニ而二罪有之事	〔五〕
〔十二〕 科人者首徒可別事	〔六〕
〔十三〕 五軒組合連座に可及ケ条之事	〔七〕
〔十四〕 一科人自身申出ル者	〔八〕
〔十五〕 一親族者罪を隠ル而茂御容赦之事	〔九〕
〔十六〕 一婦人犯罪之事	〔一〇〕
〔十七〕 一不義之財物取別之事	〔一一〕
〔十八〕 一同数之内出奔有之片口ニ相成ル者之事	〔一二〕
〔十九〕 一罪科加減之事	〔二一〕
〔二十〕 一闕所之事	〔二二〕
〔二十一〕 一取押物之事	〔二三〕
〔二十二〕 一人を謀て殺ル者	〔二四〕

謀て親を殺しむ者	〔二三〕
親族之謀殺	〔二四〕
謀て主人を殺しむ者	〔二五〕
姦に因て夫を殺しむ者	〔二六〕
一家三人を殺しむ者	〔二七〕
頭分之者 ^を 謀殺致しむ者	〔二八〕
姦に因て夫を殺しむ者	〔二九〕
呪詛毒薬	〔三〇〕
打擲 ^{ヨテ} 人を殺しむ者	〔三一〕
怪我 ^{ヨテ} 人を殺しむ者	〔三二〕
夫有罪之妻妾を殺しむ者	〔三三〕
人を逼て死を致しむ者	〔三四〕
人殺し之者を内済致しむ者	〔三五〕
打擲	〔三六〕
喧嘩打擲ハ疵之輕重を以て罪を定ひ事	〔三七〕
疵療治之事	〔三八〕
勢を以て人を縛り打擲致しむ者	〔三九〕
下人主人を打擲致しむ者	〔四〇〕
妻妾夫を打擲致しむもの	〔四一〕
兄弟之打擲	〔四二〕

師匠を打擲致しむ者	〔四三〕
父祖人ニ打擲せられ其子孫返し打	〔四四〕
盜賊竊盜 ^{マニ}	〔四五〕
御城中江忍入盜致しむ者 ^リ	〔四六〕
「一自分預 ^{メテ} ものを私曲致しむ者」	〔四七〕
御藏之財物盜取しむ者	〔四八〕
強盜	〔四九〕
白昼人之物を搶奪しむ者	〔五〇〕
火附	〔五一〕
馬盜	〔五一〕
盜枷	〔五二〕
流失木盜揚致しむ者 ^リ	〔五三〕
田野之穀物を盜取しむ者	〔五四〕
夜中故なく人之家に入しむ者	〔五四〕
盜人之宿致しむ者 ^リ	〔五五〕
竊盜之宿致しむ者 ^リ	〔五六〕
勾引	〔五六〕
入墨を抜取しむ者	〔五七〕
謀畫謀判致しむ者	〔五八〕

謀て親を殺しむ者	〔五九〕
親族之謀殺	〔六〇〕
謀て主人を殺しむ者	〔六一〕
姦に因て夫を殺しむ者	〔六二〕
一家三人を殺しむ者	〔六三〕
頭分之者 ^を 謀殺致しむ者	〔六四〕
姦に因て夫を殺しむ者	〔六五〕
呪詛毒薬	〔六六〕
打擲 ^{ヨテ} 人を殺しむ者	〔六七〕
怪我 ^{ヨテ} 人を殺しむ者	〔六八〕
夫有罪之妻妾を殺しむ者	〔六九〕
人を逼て死を致しむ者	〔七〇〕
人殺し之者を内済致しむ者	〔七一〕
打擲	〔七二〕
喧嘩打擲ハ疵之輕重を以て罪を定ひ事	〔七三〕
疵療治之事	〔七四〕
勢を以て人を縛り打擲致しむ者	〔七五〕
下人主人を打擲致しむ者	〔七六〕
妻妾夫を打擲致しむもの	〔七七〕
兄弟之打擲	〔七八〕

弘前藩の刑法典 (6)

卒	一	似せ金銀を造る者
矣	〔未定〕	〔○賄賂〕
矣	一	狂法賄賂之事
矣	一	不狂法賄賂之事
矣	一	坐贓之事
矣	一	賄賂之約諾い堂しむ者
矣	一	賄賂を行ひもの之事
矣	一	茂合取立私曲致る者
矣	一	田宅隠田畠
矣	一	田畠質入
矣	一	田畠之押領
矣	一	御收取納之遲滯
矣	一	内借
矣	一	訴訟手越に訴状差出る者
矣	一	無名之訴状
矣	一	不實之事致訴状る者
矣	一	親族相訴るもの
矣	一	子孫父母之教に背る者
矣	一	訴訟之腰推い堂しむ者

〔六〇〕 五九 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七

〔六才〕

七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六

僧尼狂姦

〔八ウ〕

下人家長之妻女を姦む者

〔九七〕

相對死

〔九八〕

隱遊女

〔一〇〇〕

〔貼紙張〕覺

〔九九〕

此度御刑法〔貼紙張〕定
仕レ所明律者歴代之刑法を致損益
相立ハ儀ニ付律之輕重宜く義理共ニ

〔一〇一〕

正く御座ハ得共當時に比へハ得者一躰

〔一〇二〕

之律重く御座ハ間明律ニ而笞罪に

〔一〇三〕

相當ハ部ハ大方當時戸メニ而相濟ハ振
合ニ御座ハ猶又刑法茂違ハ間其便ハ不ハる
難用依之當時通例行ひハ刑名を以

〔一〇四〕

明律之格不隨ひ差等相立專其義

〔一〇五〕

理ハ依り輕重相分申ハ右之内

〔一〇六〕

公義御定ハ相拘ハ儀并是适之御ハ法二而

〔一〇七〕

俄ハ輕重難相成分ハ与得沙汰仕斟酌

〔一〇八〕

加減仕ハ間此末御刑〔貼紙張〕罪御沙汰御座ハ節

〔一〇九〕

若此度相定ハケ条之内洩ハ儀御座ハ而

〔一〇一〇〕

茂右之趣を以明律を参考罪之輕
重無之様被仰付ハ様奉存ハ即此度相
定ハ御刑法名目与明律刑名との相當
之差等如左

戸メ

明律笞刑

五日

十

十日

二十

十五日

三十

廿日

四十

三十日

五十

鞭刑

明律杖刑

三

六十

六

七十

九

八十

十二

一百

十五

九十

十八

六十

所拂

明律徒刑

一年杖六十

〔一一〇〕

御刑法御定
定例

鞭十八 所拂
鞭刑追放五

〔一四〇〕

3 三	2 二	1 一
鞭三	鞭五	户メ五日
同九	但子兄弟或者奉公人之類戸メ難 相成者ハ右日数之通過料人夫或ハ一日	同三十日

六十文之積を以過料錢為差出之事

〔一三〇〕

徒刑	明律流刑	〔一一一〇〕
半年鞭三十	二千里杖一百	
一年鞭三十	二千五百里杖一百	
一年半鞭三十	三千里杖一百	
死刑	明律死刑	
磔	斬即決	
火刑	斬秋後	
火刑者火附を極て重科に相當無之	立	
公義御定付明律相當無之		
獄門	絞	
斬		
徒刑		
同十五		
同十二		
同九		
同六		
同三		
同五		

〔一三〇〕

4 四

火 磻 獄 斬
刑 門

死刑四

徒刑三
徒半年 鞭三十
同一年 鞭三十
同一年半鞭三十
但徒刑之者ハ銅鉛山江差遣し鞭
刑之上年限之通苦使可致事

同廿一 三里
同廿四 五里
同廿七 七里
同三十 十里
但追放者鞭十八以上ニル得共其罪之
子細に寄其所に難差置者ハ鞭數ニ
不拘所拂可致事

同廿一 三里
同廿四 五里
同廿七 七里
同三十 十里
大場御擣

〔一四ウ〕
鞭三八
同六八
同九八
同十二八
同十五八
同十八八
同廿一八
同廿四八
同廿七八
鞭三十八
徒半年ハ
同一年ハ
同一年半ハ
但徒刑之者ハ銅鉛山江差遣し鞭
刑之上年限之通苦使可致事

6 六

7
過料〔貰〕六百文
四メ武百文
四メ八百文
五メ四百文
六メ文
十二メ文
十五メ文
十八メ文
廿一メ文
廿四メ文
三十メ文
三十三メ文
三十六メ文
四十二メ文
死罪ハ

右過料之儀者老幼廢疾之類刑に不可
行者并過て人を殺し或ハ疵付ニ類相
當之過料ニ而罪を贖ひ可申事
一過料之者若貧困尔て上納難相成
ものハ銅鉛山江差遣し一日六拾文之積

〔一五オ〕

〔一五ウ〕
過料〔貰〕六百文
四メ武百文
四メ八百文
五メ四百文
六メ文
十二メ文
十五メ文
十八メ文
廿一メ文
廿四メ文
三十メ文
三十三メ文
三十六メ文
四十二メ文
死罪ハ

五八

〔一六オ〕

11	10	9	8	七	六	五	四	三	二	一
一不孝 父母	御宗廟御飾物并御召物等を盜 取ひものゝ事	一家之内死罪 を殺し并人の支	申邊き事其餘之罪ハ御構無之	一歳七拾以上十五歳以下并廢疾之者死 罪以下贖ひふて用捨可致事八十以 上十歳以下死罪を犯ひ者ハ	老幼廢疾之事 支配之者頭分之者を殺し弟子 登して師匠を殺しひ者之事	一不義 「一八〇」	一不義 「一八一」	一不義 「一八二」	一不義 「一八三」	一不義 「一八四」
父母の扱宜し可ら 春難波せし	父母の扱宜し可ら 春難波せし	父母の扱宜し可ら 春難波せし	但罪を犯ひ節未老疾に無之ひと母 事顧ひ節老疾に不得者老疾を以 沙汰可致事幼少之節罪を犯し	申邊き事其餘之罪ハ御構無之	九十年以上七歳以下者死罪ふても刑を不 可加事	老幼廢疾之事 支配之者頭分之者を殺し弟子 登して師匠を殺しひ者之事	老幼廢疾之事 支配之者頭分之者を殺し弟子 登して師匠を殺しひ者之事	老幼廢疾之事 支配之者頭分之者を殺し弟子 登して師匠を殺しひ者之事	老幼廢疾之事 支配之者頭分之者を殺し弟子 登して師匠を殺しひ者之事	老幼廢疾之事 支配之者頭分之者を殺し弟子 登して師匠を殺しひ者之事
父母	御宗廟御飾物并御召物等を盜 取ひものゝ事	一家之内死罪 を殺し并人の支	申邊き事其餘之罪ハ御構無之	九十年以上七歳以下者死罪ふても刑を不 可加事	但罪を犯ひ節未老疾に無之ひと母 事顧ひ節老疾に不得者老疾を以 沙汰可致事幼少之節罪を犯し	九十年以上七歳以下者死罪ふても刑を不 可加事	但罪を犯ひ節未老疾に無之ひと母 事顧ひ節老疾に不得者老疾を以 沙汰可致事幼少之節罪を犯し	九十年以上七歳以下者死罪ふても刑を不 可加事	但罪を犯ひ節未老疾に無之ひと母 事顧ひ節老疾に不得者老疾を以 沙汰可致事幼少之節罪を犯し	但罪を犯ひ節未老疾に無之ひと母 事顧ひ節老疾に不得者老疾を以 沙汰可致事幼少之節罪を犯し

15 九

六〇

病人を云な梨馬鹿乱心之類茂廢疾

与可致事

一 隠田畑
一 隠津出
一 盜 榆
一 博奕の宿

〔二一〇ウ〕

科人者首〔貼紙裏〕「徒」を可別事 〔朱〕「徒」一 式人以上申合罪を犯ひ節ハ其内趣意相
企ひものを首与可致事其余者徒〔朱〕「徒」与致〔朱〕「徒」事徒之者ハ首より罪一等を減

可申事尤本文に同類不残と有之

ハ首〔朱〕「徒」「徒」差別無之事

〔一九ウ〕

一〇

一人ニ而二罪有之事

16 一 凡而二罪以上と母に頗れ節ハ重きもの

一ヶ条を以罪を定ひ事若一罪先ニ頗れ

既刑を加ひ後外の罪頗れ節ハ軽き者并

同等之科ハ御沙汰に不及若跡に頗れ節

科重くハ沙汰直しに堂〔朱〕「堂」前罪乃鞭數差引残る鞭數〔朱〕「堂」か梨刑を加

ひ事

一一

五軒組合連座に可及ケ条之事

一 隠田畑

一 博奕の宿

〔二一〇ウ〕

一 盜 榆

一 隠商賣

右ヶ条之内罪を犯ひ者組合之者ハ本人

之罪相當を以過料に直し組合四軒

より為差出ひ事

但組合に不満ものハ四軒の割合
を以不足分者容赦い堂〔朱〕「堂」しむ事

〔二一〇ウ〕

一二

科人自身申出ひ者

一 惣而惡事を致ひ者更〔事〕いまた頗れさ

る已前自身申出におひてハ其罪用捨

被仰付ひ事〔朱〕但人を疵付或ハ物よ寄里

不可償品并茲通之類う不許事

一 竊盜或ハ手段等にて人の財〔朱〕「物」を取其後

過を悔ひて自身登本人江可へしむ者ハ

上江申出る登同前其科可許事

一三

親族ハ罪を隠ひても御容赦之事

23

22

科人自身申出ひ者

一 惣而惡事を致ひ者更〔事〕いまた頗れさ

る已前自身申出におひてハ其罪用捨

被仰付ひ事〔朱〕但人を疵付或ハ物よ寄里

不可償品并茲通之類う不許事

一 竊盜或ハ手段等にて人の財〔朱〕「物」を取其後

過を悔ひて自身登本人江可へしむ者ハ

〔二一〇ウ〕

24	一 父母兄弟伯叔父姑夫婦之間罪有之相 隠しむ登 <small>〔未休〕</small> も御咎無之事
25	但其事を泄らし逃去らしむる共不 可罪事家來主人の為に隠しも是 又同前之事其外妻之父母娘之聟 夫の兄弟ハ相隠し節平人よ梨罪 三等を減可申事
26	一 親族輕重之事 本文に祖父母と有之ハ高祖曾祖同様 之事孫と有之ハ曾孫玄孫同様之事 嫡孫承祖も父母と同様嫡母養母ハ実 母と同様之事
27	一 婦人之罪を犯ぬハ鞭十五に不可過鞭十五 以上に相當の節ハ十五鞭切 <small>〔カツ〕</small> て残る數 も過料ふて罪を贖可申事
28	一 婦人之鞭刑ハ襦袢 <small>〔の〕</small> 上よ梨打可申事 但姦淫之罪も衣を去直に打可申 事竊盜の類も入墨を許可申事
29	一 不義の財物取 <small>〔貼紙裏〕</small> 別之事 財物之上ふて罪を犯ぬ者本人相手共ふ 罪有之時も其財物者沒収可致事 若相手方罪あ里本人罪之時者
30	一 其財物之沒収可致もの并本人江可返 もの既ニ費し用ひハ可令償出裏若 科人身死にて品物費用ハ節ハ取立ニ 不及事
31	一 同類之内出奔有之片口ニ相成る者 之事

専ても利欲に不拘るものハ律之ヶ条ニ
出外ハ闕所不可致事

〔二四〇〕

二

取押物之事

節其者出奔い堂しむ者を本人之旨
申出別に證人無之時ハ其者〔朱紙アリ〕
ハ「徒〔朱紙アリ〕」と致
し刑可加事其後出奔致〔朱紙アリ〕者召
捕〔朱紙アリ〕節最初之者本人に相違無之時
即首とい堂し残る刑を加〔朱紙アリ〕ム事

一九

罪科加減之例

〔二三九〕
32 一加と云ハ本罪の上〔朱紙アリ〕尚加え重く致
〔貼紙裏〕
事減と云ハ本罪の上〔朱紙アリ〕を減して軽く

致〔朱紙アリ〕事但減節ハ四段之死罪三段之

徒罪各一等登い堂し減〔朱紙アリ〕ム節

き一段毎に一等と致〔朱紙アリ〕事猶又加罪

も徒一年半鞭三十限尔て加て死〔朱紙アリ〕

入遍可らモ加て死〔朱紙アリ〕ム可入ものハ其ケ條

〔乙〕其訛断有之事

二〇

闕所之事

33 一闕所之事鞭三十日上專利欲に拘
科も其利欲の輕重に寄り田畠或ハ

家屋敷家財ホ闕所可申付事重罪

〔二五〇〕

37

36

一疵付〔朱紙アリ〕ム迄尔て不死時も張本人斬罪
加談手傳致〔朱紙アリ〕ム者一年半鞭三十
一謀殺の事行〔朱紙アリ〕ム得者疵付不申〔朱紙アリ〕ムとも
張本人も鞭三十加談手傳之者鞭十

〔二四〇〕

二二

〔朱紙アリ〕人命

一宿意をもつて謀て人を殺〔朱紙アリ〕ム者其張
本人ハ獄門加談手傳い堂し殺〔朱紙アリ〕ム者も
斬罪加談斗〔朱紙アリ〕ムて手傳不致〔朱紙アリ〕ム者ハ徒一
年半鞭三十

〔二五〇〕

34

35

一惣而禁を犯〔朱紙アリ〕ムものを取押〔朱紙アリ〕ム儀其懸合
役筋之者ニ無之〔朱紙アリ〕ムハ其品物取押〔朱紙アリ〕ムもの江
被下〔朱紙アリ〕ム事其役筋尔て取押〔朱紙アリ〕ムハ、押
物多少ニ寄御賞被下其品ハ没収可致
事

〔二五〇〕

38

五

一右之張本人者縊ひ其場に不臨ひ共
殺ひ節も其身手ニ懸殺ひ同前疵付
〔未〕
〔未〕節ハ手ニ懸疵付ひも」

〔二六ウ〕

〔未〕同前之事加談之者ハ其場ニ不臨ひ
へハ其場に臨ひものよ禦罪一等を許
可申事

一若因之財宝を取り得ハ強盜の律に者

〔未〕堂可ひ張本人加談之差別無之不残
疎〔未〕但同行之内ふても財を分ケ不

申ひ得者謀殺之律ふて捌ひ事

謀て親を殺ひ者

〔二七オ〕

一謀て親を殺ひもの男女に不限肆し
もの鋸引婦人夫の父母を殺ししも同
様之事
〔未〕鋸引之罪ハ罪之次第建札い堂し
往來の道路に於て肆之事三日
往來之者勝手次第鋸引致させひ事
右日限相済ひ迄鋸引致ゝ者無之ひハ其

節引廻しの上疎

〔二七ウ〕

一弑逆之事既不行ひ得者縊疵付
不申登も疎

一親殺之者妻子も不残遠く追放
家屋敷家財闕所〔未〕但子よても別居

之者も御容赦之事

一親殺之者於自滅者死骸塩漬疎
可致事

親族之謀殺

一祖父母を殺さん登謀り曰に行ひ得者
も獄門殺ひ得者引廻之上疎〔未〕但母方の
祖父母同様之事

〔二八オ〕

一婦人夫之祖父母并夫を殺ひもの右同
様之事

一伯叔父姑兄姉々謀殺曰に行ひ得へ
徒一年鞭三十疵付ひ得者獄門殺ひへハ
疎〔未〕父母

〔二八ウ〕

一祖父母「子孫を謀殺致ゝ者解死人ニ不及
徒一年鞭三十

一伯叔父姑之甥姪を謀殺い堂し兄姉の弟妹を謀殺致^{〔候〕}るもの斬罪

〔宋本〕
御咎無之事若其場を立去る後訴もなく擅々殺しむもの喧嘩尔て人を殺しむと同様之事

〔三〇〇〕

二五 謀て主人をもろしむ者

一謀て主人を殺しむもの男女に不限肆

しもの鋸引^{〔朱〕}但疵付^{〔候〕}者行ひむ者惣して

子之父母に對し同様の事

一下人他の主人を殺しむもの磔^{〔朱〕}但下人主人ら

暇出外江奉公い堂し罷在本之主人を殺しむ者外の主人を殺しむ登同様之吏

〔二九〇〕

二七 一家三人を殺しむ者

一一家之内非死罪人三人を殺し并人之支

骸を切^{〔朱〕}ときむふく殺害い堂しむもの

引廻之上磔家財闕所死者之家江被^{〔下〕}

妻子ハ遠く追放加談致^{〔候〕}者手傳致^{〔候〕}者

と母に獄門

〔三〇〇〕

但追放之義別居の子^{〔宋本〕}御容赦の

二六 妾によつて夫を殺しむ者

一妻妾他之人と姦通い堂し因て夫越

〔二九〇〕

二八 頭分之者を謀殺い堂しむ者

一手段而己尔て女其謀を不知といへ共

女ハ斬罪又女之手段者^{〔候〕}が梨ふて男其

謀を不知時も唯姦夫之刑に一等を

加て罪に行ひ事

一妻妾人と姦通い堂しむを現在姦通

之所^{〔于〕}於て見届即時に殺しむ者

〔三一〇〕

四九

二〇

五〇

五一

五二

五三

五四

五五

二九

呪咀毒薬

一呪咀調伏等を以たし人を殺さんと謀る者

57

謀殺之律をもつて罪に行ひぬ事若
唯人を苦めん登謀りぬハ二等を減ひ更
毒薬を用へぬも同様之事毒薬を買
いまゞ用さるもの鞭三十其吏を知て
くよりを賣い者は罪不知る時ハ御朱抜
咎無之

謀殺之律をもつて罪に行ひぬ事若
唯人を苦めん登謀りぬハ二等を減ひ更
毒薬を用へぬも同様之事毒薬を買
いまゞ用さるもの鞭三十其吏を知て
くよりを賣い者は罪不知る時ハ御朱抜
咎無之

〔未書〕
〔上記間違と記す〕

56

打擲打擲尔て人を殺ひ者

一本よ梨巧て殺し心ふら無之一時の
喧嘩打擲尔て人を殺し心ハ斬罪
尤相手方理不尽之致方尔て不得止更
切害に於てハ相手方親類名主僉義
之上被殺ひ者平日不法ものに相違無之
ハ死罪二等を減可申事

〔三一ウ〕

謀殺之律をもつて罪に行ひぬ事若

毒薬を用へぬも同様之事毒薬を買
いまゞ用さるもの鞭三十其吏を知て
くよりを賣い者は罪不知る時ハ御朱抜
咎無之

一怪我尔て人を殺し或ハ疵付ひ者打擲
之律によつて贖を取其ニ被下ひ事
途中馬車尔て人を過ちハ緩怠乃
事無之ひ者怪我をもつて沙汰可致朱抜
事若不慎之儀於有之者打擲之律
をもつて刑を可加事

58 三

怪我尔て人を殺し心者

一怪我尔て人を殺し或ハ疵付ひ者打擲
之律によつて贖を取其ニ被下ひ事
途中馬車尔て人を過ちハ緩怠乃
事無之ひ者怪我をもつて沙汰可致朱抜
事若不慎之儀於有之者打擲之律
をもつて刑を可加事

〔三一ウ〕

一危き仕業を致し依之人を殺し心者
贖ふら雜相成打擲之律をもつて

60 刑を可加事

一喧嘩等尔て因て傍之人を殺し疵
付ひ者喧嘩尔て殺し疵付ひと可為

〔三三オ〕

一喧嘩等尔て因て傍之人を殺し疵
付ひ者喧嘩尔て殺し疵付ひと可為

61 同前事

一若又謀て人を殺さんとして過而別

人を殺し疵付ひ得者謀殺を以沙汰
致し通く事

〔三三オ〕

62

一若又謀て人を殺さんとして過而別
人を殺し疵付ひ得者謀殺を以沙汰
致し通く事

三二 夫有罪之妻妾を殺ひ者
一妻妾夫之祖父母を打擲等に依
致事朱書但最初事を企ひ者ハ徒一年半

鞭三十余人ハ何連茂鞭十五

〔三三ウ〕

64

若又強而擅に殺しむハ鞭十五〔朱書〕但外
之罪ニよ里打擲い堂しむ者可為
解死人事

一夫妻妾を打擲或ハ罵り等致しに
依り其妻妾自殺いマシムハ、不
及御沙汰事〔朱書〕但重疵等負せし節ハ
夫妻妾を打擲之律に依りて沙
汰之事

三三

人を逼て死を致し者

65 一事ニ依りて人を逼里其人自殺致し

もの鞭十五并金武兩を出さしめ死者之

〔貼紙様〕

家江被下置ニ事若姦を行ひ盜を

い堂しむため人を逼里死を致シ者

ハ獄門

〔三四ウ〕

〔三四オ〕

伯叔父姑兄姉者二等を減可申事
若子孫人の為ニ被殺祖父母父母内
濟致しむ者鞭九常人の内濟ハ鞭三
一内濟之為に賂を取シ者ハ錢之高を以
竊盜に準し重方ニ而沙汰可致事
但父母被殺賂を取シもの死罪

一同居或ハ同行之人初より梨其人を謀而
害勢んとする事を存ナ可ラ不留
るもの并被殺シ後訴さる者ハ鞭十五
一手足或ハ外之物を以人を打擲致シ者〔候〕
戸メ十日疵付シ得者戸メ廿日
但打シ所不破シと母青赤腫シを疵シと
定シ事

三五

〔朱書〕打擲

〔三五ウ〕

喧嘩打擲者疵之輕重を以
罪を定シ事

69 一手足或ハ外之物を以人を打擲致シ者〔候〕

戸メ十日疵付シ得者戸メ廿日

但打シ所不破シと母青赤腫シを疵シと

定シ事

一血鼻口よ里出或ハ内損血を吐シ者鞭

九不淨之物を以人之頭面を汚シシもの

右同様之事

六六

〔三六ウ〕

〔三六オ〕

66

三四 人殺之者を内濟致シ者
一祖父母父母人之為殺され其子孫内濟
致シ者徒一年半鞭三十夫殺されシ而
内濟い堂しむ者是まゝ同様之事

71

一歯一枚或ハ手足の指一本を折一日越

傷并耳鼻を傷ひもの鞭十五湯火を

もつて人を傷ひ者不淨を以人之口鼻

72 〔マニ〕之内江入ひも同様之事歯式枚指一本

已上を折ひ者鞭十八

〔三六ウ〕

73 一人之骨を折并兩目を傷或ハ婦人之胎

を墮し并一切之刃物之切疵ハ鞭廿四

但兵器不ても柄を以て打ひハ、刃物ニ者

無之事

74 一手毛本〔朱書後補〕「足毛本」〔貼紙・朱書〕を折或ハ 一目を潰しる者鞭三

十

一兩手足を折或ハ兩目を潰し或ハ持病

等有之處因て廢疾に至らしめひ者并

人之陰陽を傷ひ者徒一年半鞭三十右

科人之家財半分を以疵を得ひ者江〔貼紙・朱書〕給与之

事

右條々之科人大勢よて犯ひ節其内疵

付ひ者を重罪尔致ハ事本趣意企ひ者

ハ疵付不申ぬても其次之科ニ申付ひ事但疵を

得ハ者死ひ至るへハ同行之内人を殺ひ節不留

之律に依而鞭十五

〔三七ウ〕

一喧嘩ふて双方疵を得ひ節双方之疵

相改疵之輕重ふて罪を定ひ事尤

跡より手を下し理直き方ハ二等

76 を減可申事

三六

疵療治之事

77 一疵を蒙りひ者日限を立打擲之者古

療治致さしむ遍き事日限之内死

ひ得者打擲之者可為解死人事若

日限之内不ても疵平瘻致ハ断差出ひ後

余病不て死ひへハ唯打擲之罪を加へ可

申事

78 一指一本を折ひ已上之疵日限之内療治ニ而

平瘻いたしひへハ罪二等を減申通し

日限満る日迄平瘻無之者ハ右之本

律を相用得ひ事尤婦人之破産并病

氣平瘻不ても痼疾等に至る者罪

減申満しき事

79 一手足其外之物よて軽き打疵ハ廿日限

〔三八ウ〕

不及事

三九 妻妾夫を打擲致ひ者

一妻妾夫を打擲致ゝもの鞭十五折傷
已上之疵も平人よ梨三等を可加更

〔三九〇〕

一争論に依て人を縛り打擲致或ち
私家に於て人を押籠等致ひ者鞭九

若疵重く内損吐血以上に至ひ得ハ平
人打擲より二等を加可申事尤自分

手を下し不申ひ共差圖致ゝ者本罪
ム可致事差圖を受手を下し申者

一等を減可申事

〔三九一〕

三八 下人主人を打擲致ひ者

一下人として主人を打擲致ゝ者獄門死
ム至ひへハ鋸引怪我より殺ひ者斬罪怪

我より疵付ひ得者徒一年半鞭三十

一主人下人を打擲致ゝ者軽き疵ハ御

沙汰ニ不及打傷已上之疵も平人打

擲より四等を減可申事死ニ至り申

へハ鞭十八怪我より殺し申へハ御沙汰ニ

86

85

84

83

一若妾夫并妻を打擲致ゝへハ又一等
を加可申事死に至ひへハ磔尤加る者ハ
磔

一目を潰し申以上ハ斬罪死ム至ひ得者

一夫妻を打擲致ひ者折傷已上に非れ
そ御沙汰不及事右以上者平人の律ム
二等を減可申事死に至ひ得ハ斬罪

妻を打擲い堂し折傷以上に至ひへハ
まゝ二等を減可申事死ル至ひへハ

鞭三十

〔四〇九〕

〔四一〇〕

一妻之妻を打擲いたし申者夫之妻を
打擲致ゝ登同様之事怪我小て殺ひ
者其證拠分明に於てハ□沙汰ニ不及事

金創火毒ハ三十日限手足を折骨痛ミ
婦人の堕胎ハ五十日限

三七

勢ひを以て人を縛り打擲致ひ者

一争論に依て人を縛り打擲致或ち

私家に於て人を押籠等致ひ者鞭九

若疵重く内損吐血以上に至ひ得ハ平

人打擲より二等を加可申事尤自分

手を下し不申ひ共差圖致ゝ者本罪

ム可致事差圖を受手を下し申者

一等を減可申事

三八 下人主人を打擲致ひ者

一下人として主人を打擲致ゝ者獄門死
ム至ひへハ鋸引怪我より殺ひ者斬罪怪

我より疵付ひ得者徒一年半鞭三十

一主人下人を打擲致ゝ者軽き疵ハ御

沙汰ニ不及打傷已上之疵も平人打

擲より四等を減可申事死ニ至り申

へハ鞭十八怪我より殺し申へハ御沙汰ニ

82

三九

四〇 兄弟之打擲

一弟妹として兄姉を打擲致ハ者鞭廿七

疵付ムカシテひ得者〔朱書・押入〕「鞭」三十折傷已上ハ鞭三十徒

老年〔朱書・押入〕「半」刃傷并手足を折一目を潰シテしム以

上ハ斬罪死ル至ムへへ獄門〔朱書・押入〕伯叔父姑越

打擲致ハもの同様之事怪我ルて殺

し或ハ疵付ムカシテひもの本殺傷之罪ニ二

等を減可申事尤贅ル難相成ム

一兄姉之身登して弟妹を打擲シテ事〔乙〕

殺し伯叔父姑甥姪〔粘紙〕を打擲シテ殺シム

しムハ鞭三十怪我ルて殺シム者

證拠分明に於而〔粘紙〕ハ沙汰ニ不及事〔御〕

一子孫として祖父母父母を打擲致ハ者并

妻として舅姑を打擲シテ堂シムもの

獄門死に至ムひ得者鋸引怪我ルて殺シムへ

え斬罪

一祖父母父母之子孫〔乙〕を打擲致ハて殺シムハ鞭十五

鞭十五継母ル一等を加ヘ可申事〔朱書〕但シテ子孫祖父母父母を罵スル或ハ打シムに依り因

て打擲シテい堂シム死に至ムひ得ハ御沙汰〔押入〕

不及怪我ルて殺シムへラ是又同様の事

〔四〇ウ〕

四一 師匠を打擲致ハ者

一師匠を打擲シテ堂シム者平人に二等

を加可申事殺シムへハ磔

〔四一ウ〕

四二 父祖人ニ打擲せられ其子孫返し打シムもの

一祖父母父母人ニ為シ被打擲其子孫

救シムめ返し打シム者輕疵〔粘紙〕「御沙汰

不及折傷已上ル至ムひ得者平人打擲

より三等越減可申事死ル至ム

へラ定法の如く可為解死人事

〔四二オ〕

四三 「○盜賊」

一盜致シム者入墨之上盜取シム高に應し

「○盜賊」
「盜賊」

竊盜

輕重之罪科可行事定

〔四三ウ〕

入墨鞭 三

一十貫文以下

二十貫文以上

三十貫文以上

四十貫文以上

五十貫文以上

六十貫文以上

七十貫文以上

八十貫文以上

九十貫文以上

一百貫文以上

一百廿貫文以上

一百三十貫文以上

一百四十貫文以上

一百五十貫文以上

一百六十貫文以上

一百七十貫文以上

一百八十貫文以上

一百九十九貫文以上

二百貫文以上

二百廿貫文以上

二百三十貫文以上

二百四十貫文以上

二百五十貫文以上

二百六十貫文以上

二百七十貫文以上

二百八十貫文以上

二百九十貫文以上

三百貫文以上

三百二十貫文以上

三百三十貫文以上

三百四十貫文以上

一家之財多き方をもつて罪を定
ひ事米穀等のものハ時之直段を以
錢尔直し品ものハ直打い堂させ
錢に差積可申事

一盜に忍入ひもの財物を取不申ひ得者鞭

三入墨も免之

但人の土藏を破或も盜に忍入ひ次第

尔より大盜に紛無之ひ得者財物に
不拘入墨鞭三十

一入墨之儀腕之廻幅三歩不^{〔ほ〕}とに入墨可

致ひ尤初度者右之腕江彫里二度目ハ左
之腕へ彫可申事三度に及ひヘハ多少に

不依斬罪

一入墨之儀腕之廻幅三歩不^{〔ほ〕}とに入墨可致ひ尤初度者右之腕江彫里二度目ハ左
之腕へ彫可申事三度に及ひヘハ多少に

不依斬罪

一入墨之儀腕之廻幅三歩不^{〔ほ〕}とに入墨可致ひ尤初度者右之腕江彫里二度目ハ左
之腕へ彫可申事三度に及ひヘハ多少に

不依斬罪

〔四五五〕

〔四五六〕

〔四五七〕

〔四五八〕

〔四五九〕

〔四五〇〕

〔四五一〕

〔四五二〕

〔四五三〕

〔四五四〕

〔四五五〕

〔四五六〕

〔四五七〕

〔四五八〕

〔四四四〕

御城中江入盜致ひ者

一御城中へ忍入盜致ひ者獄門自分預之

〔四四五〕

ものを私曲致ゝ者「致ひ者」

〔四五六〕

御預之者を私曲致し盜取ひ者首徒

〔四五六〕

之差別無之盜取ひ錢高を以罪を定ひ

事尤幾人尔て分ひても分前之高に

97

不拘盜取の本之高を以一人毎に罪を「定」 〔貼紙表〕	
高を以考人毎に罪を加ひ事 〔朱書押入〕	
一 貫五百文以下	定 入墨 鞭九
一 貏五百文以上	同十二
一五貫文以上	同十五
一七貫五百文以上	同十八
一十貫文以上	同廿一
一十二貫五百文以上	同廿四
一十五貫文以上	同廿七
一十七貫五百文以上	同三十
二十貫文以上	徒半年鞭三十
二十五貫文以上	同老年鞭三十
三十貫文以上	同老年半鞭三十
四十貫文以上	(死罪之代)徒三年鞭三十
〔四六ウ〕	
一五メ文以下	定 入墨 鞭六
一五メ文以上	同九
一十メ文以上	同十二
一十五メ文以上	同十五
一武十メ文以上	同十八
一武十五メ文以上	同廿一
一三十メ文以上	同廿四
一三十五メ文以上	同廿七
一四十メ文以上	同三十
一四五十五メ文以上	徒半年鞭三十
一五十メ文以上	同一年鞭三十
一五十五メ文以上	同一年半鞭三十
一八十メ文以上	斬
〔四七オ〕	
一 御藏之財物を盜取の者并〔貼紙表〕	
二 御藏廻之者〔朱書「從」〕	
御藏之財物を私曲致しの者〔朱書「從」〕	
別無之盜取の錢高を以罪を定ひ事尤幾	

四七

強盜

〔四八ウ〕

98 四六

御藏之財物盜取の者

〔貼紙表〕

一 御藏之財物を盜取の者并〔貼紙表〕

〔朱書「從」〕

二 御藏廻之者〔朱書「從」〕

〔貼紙表〕

御藏之財物を私曲致しの者〔朱書「從」〕

〔貼紙表〕

別無之盜取の錢高を以罪を定ひ事尤幾

盜之儀をもつて刑を加ひ事

四九 火附

一盜之為に火を附ひ者火刑

但然上不申ひ得者斬罪

〔附紙張〕
附たり火を可附旨張札投文致ゝ者

鞭三十

〔四九才〕

五〇 馬盜

一馬を盜賣買致ゝ者斬罪

馬盜

〔五〇才〕

一追剥強盜之者既に行ひい得者財物
を取不申ひ共徒一年半鞭三十既ニ財物を
取ひへそ同類不残磔

一盜ふ忍入ひ者其家之人江手向い堂し或ハ
痴付ひへハ強盜之御仕置堂る遍く〔朱抹〕

但同類之者助力いざゝるものハ竊盜

〔貼紙張〕
をもつて「沙汰可致事」

一若竊盜既に財物を捨逃去ひを其家

人追懸ニ付因て手向致ゝ者ハ此律を
不用科人手向之律を以刑を加ひ事

四八

白昼人之物を奪ひ者

一白昼人之物を奪取ひ者鞭三十若取ひ高

多く〔著〕ハ竊盜之罪に二等を可加事〔徒〕

之者ハ一等を可減事

一難船等之節便に乘し乱妨致しひ
もの同様之事

〔四九ウ〕

五一 盜枷

一盜枷〔朱〕取い堂し〔朱〕者枷取之多少を以御
藏之財物を盗取ひ律を以刑を可加事

尤入墨〔朱〕許ひ事

一山師共過木伐取ひもの伐出之過不不残
取上伐出之多少をもつて罪を加ひ更

前条同様之事

一御留山ぶて柴薪等を盜伐致ゝもの
過料毫メ文尤伐出之高多ひハ、錢ニ差

一巾着切之類者搶奪ハ無之ハ竊

是又同様之事

一喧嘩等致し因て財物を奪取ひ者

資 料 99

100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111

積一倍之過料可申付事尚又	〔貼紙・朱書〕	「五一六」
無之共御停止木伐荒いもの右同様之事	〔書簡〕	
一山中伐荒有之科人相知不申ひ節ハ伐		
荒之多少をもつて山下村江過料		
可申付事		
113		
一無極印之材木賣買い堂しゆもの取		
上之上盜物を存な可ら賣買致ゝ律		
をもつて刑を加ひ事		
〔五一七〕		
五二		
115		
一流失流木盜上い者出水之節流失流		
木取上いもの見分之上五ヶ一山郎よ里	〔朱書〕	「五一八」
相渡可申ひ若隠置被見出い節者	〔虫損〕	
隠木多少をもつて過料為差出い		
事		
定		
一十本以下	壹メ武百文	
一本以上	壹メ八百文	
一武拾本以上	武メ四百文	
116		
一田野之穀物を盜取ひ者竊盜に準し		
多少をもつて罪を定ひ事	〔朱書・押入〕	
〔朱書〕但入墨同		
様之事		
117		
一柴草木石之類人功を以伐取積置ひを		
擅う取ひ者是又同様之事	〔朱書〕	
〔朱書〕但入墨		
免之		
五四		
一夜中無故人之家に入ひ者	〔朱書〕家人	
〔朱書〕三若其人		
即時メ殺しひものも御攜無之若まゝ	〔朱書〕	
七三		
〔五一九〕		
五三		
118		
一田野之穀物を盜取ひ者		
119		
一田中無故人之家に入ひ者	〔朱書〕家人	
〔朱書〕三若其人		
即時メ殺しひものも御攜無之若まゝ	〔朱書〕	
七三		
〔五二〇〕		

若不存ひ得ハ御構無之品物者本人江
虫捕(朱抜)
かへし可申事

既に捕置擅に打擲い堂し疵付
ひものも平人打擲致ひより二等を
減し罪ム行ひ事死ム至ひ得者

鞭三十

〔五三一ウ〕

五六
122 一手段を設け人を勾引ひもの鞭三十因
て人を疵付ひ者斬罪

勾引(マ)

五五

盜人之宿致ム者

119

一強盜之宿致ム者其身不行ひ共財物を
分取ひ得者疎財物を取不申ひ得者徒

一年半鞭三十

〔行朱抜〕

竊盜之宿致ム者

120

〔朱書押入〕
〔余抹〕
「一竊盜之宿致ム者」

〔余抹〕

財物越分取ひ得者其身不行ひ共竊

盜之首与可為同前事財物を取不申

ひ得者一等を減可申事入墨同様之

事

〔五四才〕

五七

入墨を抜取ひ者

123

一盜い堂し入墨に被行ひ者其後密ニ拔
取ひもの鞭三入墨仕直し可申事

〔五五才〕

五八

謀書謀判致ム者

124

一御印并奉行諸役人之判を似せ造諸渡
物等盗取ひ者獄門未財物を不取者死

罪

一等を減し可申事

121

一強盜竊盜之盜物と乍存買ひ者品
もの錢に差積竊盜之律二等を減

罪に行ひ事存ながら預置ひ者又一
等を減し罪ム行ひ

但品物之高多
く登も鞭十五尔てゆるし可申事

〔五四ウ〕

126

一語らひ手段等にて取ひ者是ま
く入墨竊盜同様之事

125

一似せ印形似せ手帯或ハ古手形を取持
公私之物を取ひ者竊盜ム準し錢之
高を以罪科之輕重可行事

〔五五ウ〕

130 六一

一 賄賂を受「狂」
〔朱書・貼紙訂正〕
 犯法賄賂之事

〔朱書・押印〕
 一〇賄賂」

129 六〇

似せ金錢_{〔銀〕}を造る者
 一似せ金を造并私に錢を鑄る者碌細工
 人同罪其余加談之者ハ死罪一等を減
 し可由事似せ金与存ながら通用
 致る者は又同様之事

〔五六ウ〕

一百廿八文以上	徒一年半鞭三十	同三十	同廿一	同十八	鞭六	定	〔五六オ〕
一四五文以上	徒半年鞭三十	同廿四	同廿一	同廿一	鞭九	〔五六ウ〕	〔五七オ〕
一五八文以上	徒一年鞭三十	同廿七	同廿七	同廿七	鞭十二	〔五六ウ〕	〔五七オ〕
一五五文以上	徒一年半鞭三十	同三十	同三十	同三十	鞭十五	〔五六ウ〕	〔五七オ〕
一四八文以上	徒一年鞭三十	同廿四	同廿四	同廿四	鞭十六	〔五六ウ〕	〔五七オ〕
一三八文以上	徒一年鞭三十	同廿四	同廿四	同廿四	鞭十七	〔五六ウ〕	〔五七オ〕
一三五文以上	徒一年鞭三十	同廿七	同廿七	同廿七	鞭十八	〔五六ウ〕	〔五七オ〕
一三二文以上	徒一年鞭三十	同廿七	同廿七	同廿七	鞭十九	〔五六ウ〕	〔五七オ〕
一三〇文以上	徒一年鞭三十	同廿七	同廿七	同廿七	鞭二十	〔五六ウ〕	〔五七オ〕

竊盜同様之事
 但入墨免之

127

一物取に無之申和解の堂め有合之
 印形を押る類ハ竊盜に準し一
 等を減可申事

但入墨免之

〔五六オ〕

高をもつて輕重之罪科可行事
 尤幾人より受けても忽錢押合せ其高を

以罪を定ひ事若「狂」〔朱訂〕事重くひ得者

人之罪を輕重い堂しひ律を以刑を加へ

吏

六二 不^{〔朱訂〕}「枉」法賄賂之事

131

一 賴を受錢を取^{〔朱書〕}得ハ^{〔朱訂〕}「枉」たる事無之者ハ
惣錢之高を押合半分にして罪を定ム

事但老人より受ムハ、半分ニ不致事

定

〔六〇ウ〕

一 拾 ^メ 文以下	鞭三	〔六一オ〕
一 拾 ^メ 文以上	同六	
一 武拾 ^メ 文以上	同九	
一 三拾 ^メ 文以上	同十二	
一 四拾 ^メ 文以上	同十五	
一 五拾 ^メ 文以上	同十八	
一 六拾 ^メ 文以上	同廿一	
一 七拾 ^メ 文以上	同廿四	
一 八拾 ^メ 文以上	同廿七	
一 九拾 ^メ 文以上	同三十	
一 百 ^メ 文以上	同廿四	
一百拾 ^メ 文以上	同二十七	
一百武拾 ^メ 文以上	同三十	

一 拾 ^メ 文以下	戸 ^メ 廿日	〔六一オ〕
一 拾 ^メ 文以上	戸 ^メ 三十日	
一 二拾 ^メ 文以上	鞭三	
一 三拾 ^メ 文以上	同六	
一 四拾 ^メ 文以上	同九	
一 五拾 ^メ 文以上	同十二	
一 六拾 ^メ 文以上	同十五	
一 七拾 ^メ 文以上	同十八	
一 八拾 ^メ 文以上	同廿一	
一 九拾 ^メ 文以上	同廿四	
一百 ^メ 文以上	同三十	
一百拾 ^メ 文以上	同二十七	
一百武拾 ^メ 文以上	同三十	

一 差而賴合ム事も無之通例唯財を受ム

類^メ坐贓之罪に可行事尤惣錢半

分^メ致ム而罪を定ム事前条同様之更

尤與^メヘム者三等を減ム事

132

六四 賄賂之約諾致ム者

〔朱^メ未^タ〕
賄賂之約諾^{〔朱^メ未^タ〕}致ム者

133

一 賄賂之約諾^{〔朱^メ未^タ〕}致ム者

財物^{〔朱^タ〕}未手^{〔朱^タ〕}に入不申

六七

〔朱註〕
「○田宅」〔朱註〕
「田宅隠田烟」

〔六四オ〕

七七

ひと母事を「狂」^{〔朱註〕}ひ者ハ「狂」法に準し一等
を減し罪に行ひ可申事約諾而已

ふて未事を「狂」不申ひ得者不「狂」法ニ準
一等を減し可申事

〔六三オ〕

〔朱註〕
「先我」〔朱〕「可為差」
一日令出事

一隱田畑い堂しん者老反歩よ里五反歩
まで鞭六五反歩毎に一等を加へ可申事〔朱〕
但隱田畑御取上隱ひ反臥一年之年貢

〔二〕

〔朱註〕
「可為差」

六五

賄賂を行ひる者之事

134 六五
一下之者願事有之賄賂を行ひる而法

を「狂」^{〔朱註〕}ひ事を得ひへハ差出ひ錢高を以坐贓の
律ニ當て刑を加へ遍し「狂」^{〔朱註〕}ひ事重くい

〔六三ウ〕

ハ、重き方ニ而沙汰可致事〔貼紙裏〕
但上ミ堂る者強ひ而無拠差出ひハ
御咎無之

六六

茂合取立私曲致しん者

135 六六
一茂合錢差出せ私用に致ひ者「狂」法を以

罪に行ひ事音信に用得自分遣ひ

不申共同様之事

田畑質入

六八

田畑質入

六八

一年季を以質入い堂しん田地年季相
済本人より元利返済請戻しを求ひ

へと母外事尔「託」^{〔朱註〕}シ不相返年來押
領い堂しんもの鞭三年來之小作米可令

〔六五オ〕

返事

〔朱註〕
〔朱註〕
〔朱註〕
〔朱註〕

〔六四オ〕

139 一他人之田畠を事に依り押領い掌しん

もの屋敷者一軒田畠ハ壹反歩五反歩迄
鞭三五反歩毎に一等を加へ可申事尤反駄多共鞭十八步て用捨可致事〔朱書〕但年
來之小作米令返事前条同様之更

〔六六六〕

〔朱書〕
「○訴訟」

〔六七〇〕

140 一御収納より年々十一月晦日迄皆済可致
事若正月迄無故して皆済無之者も〔朱書〕
御収納之高十分不割一分滯ぬ得者
戸メ廿日一分毎に一等を加へ可申事村
役同様之事尤鞭九迄步て許可申事141 一御藏廻之者御藏之米錢を内借致
いもの米錢之高を以竊盜不準し142 罪に行ひ可申事若懸りもの非
連ハ一等を減可申事但入墨許之
一器財之類自分之物をもつて取替ひ

〔六七一〕

143 一訴状を差出る者其向々支配頭江差出可
申事手越不致奉行御役人江差出可
れても取上申間敷事若相立か
き儀を強而手越に出るもの戸メ三十日〔朱書〕但願可相立筋を支配頭ニ而取押置
或ち支配頭ニ而非道之取扱有之を
訴る類も可爲格別事

〔六七二〕

144 一無名之訴状投文い掌しん者鞭三訴
状之趣取上沙汰致間敷事145 一不實之事を申出人を罪に落さんと
する者鞭刑又可被行事を訴へハ
尋申出る者鞭刑掌る遍し追放

〔六七三〕

141 一御藏廻之者御藏之米錢を内借致
いもの米錢之高を以竊盜不準し142 罪に行ひ可申事若懸りもの非
連ハ一等を減可申事但入墨許之
一器財之類自分之物をもつて取替ひ

〔六七四〕

143 一不實之事を申出人を罪に落さんと
する者鞭刑又可被行事を訴へハ
尋申出る者鞭刑掌る遍し追放

〔六七五〕

149

一伯叔父姑兄姉之事を訴へ
十五訴へひ事僞ふむへハ平人よ里罪

148

一子孫として祖父母父母之事を訴へ
妻登して夫并舅姑之事を訴へ
ふ者鞭三十虚説を構へ裁許を
願ふもの斬罪

七五

親族相訴ふ者

一若武ヶ条訴ふ節軽き事も實ふ
ても重き事ハ偽或も一事ニ而も
軽き事を重く申出ふ者鞭數
之内實事分を差引残る鞭數
をもつて刑不行ふ事

147

一若被訴ふ人御沙汰既尔究其罪被
行ふ後不實之事頗れぬ得ハ罪ニ
被行ふ者之刑ホ一等を加へ可申事
死罪に被行ふ得ハ可爲解死人吏

146

〔乙〕可被行事を訴ふ得者追放之
事若死罪に可相成義を訴ふ
ヘモ徒一年半鞭三十
一若被訴ふ人御沙汰既尔究其罪被
行ふ後不實之事頗れぬ得ハ罪ニ
被行ふ者之刑ホ一等を加へ可申事
死罪に被行ふ得ハ可爲解死人吏
〔貼紙抹消〕
一若武ヶ条訴ふ節軽き事も實ふ
ても重き事ハ偽或も一事ニ而も
軽き事を重く申出ふ者鞭數
之内實事分を差引残る鞭數
をもつて刑不行ふ事

〔六八〇〕

七六

子孫父母之教ふ背ふ者

一子孫として父母の教に違ひ或ハ養
育缺ふ儀有之ものも鞭十五〔朱押入〕但父母之
申出に依り刑を加へふ事

〔六九〇〕

150

訴訟之腰推致ふ者

一訴訟之腰推い堂し或ハ人之爲に訴
状を作里人を罪に落さんと致ふ者
本人と同罪之事

七七

訴訟之腰推致ふ者

一訴訟之腰推い堂し或ハ人之爲に訴
状を作里人を罪に落さんと致ふ者
本人と同罪之事

151

訴訟之腰推致ふ者

一願難相立儀を大勢徒黨致支配頭
之差圖を不相用強訴に於てハ其棟
梁致ふ者鞭廿四加談い堂しむ者一等
を可減事其餘一通之餘黨ハ吟味

〔七〇〇〕

七八

強訴

〔乙〕三等を加へ可申事〔朱押入〕但被訴ふ者ハ

科人自身申出ふ律と同様の事
若伯叔父姑兄姉非道之儀有之不
得止事申出ふハ可爲格別事

〔六九〇〕

之上容赦可致事

〔朱・挿入〕
「〇運上」

〔朱注〕
〔七〇ウ〕
「〇雜犯」
〔站紙裏〕
「雜犯博奕」

八〇

七九

〔朱・挿入〕
「〇運上」
〔站紙裏〕
「隱津上」

一隱津出い堂しん者品物取押鞭十五相

對い多し取賦ひもの過料壹メ武百文〔朱・挿入〕
〔七〇ウ〕但

米貳百俵以上之隱津出者家屋敷家

財閥所拂可致事

一米留所有之節無手形米隱出い者鞭

六駄賃得ひもの過料壹メ武百文

八〇

隱荷揚

一旅船隱荷上致ゝ者品物取押相對致ひ

問屋鞭六家業取放ひ事

〔七一オ〕

八一

御用事賴合致ひ者

158 御用事を曲て賴合い堂しん者戸メ廿日
賴ひ者并賴を受ひも同罪之事若支

既ニ施行ひ得者賴を受ひ者ハ鞭六
賴ひ者ハ其親戚朋友之為にひ得ハ二
等を減し遍し自分之為ニ得者

本罪之上ニ一等を加へひ事尤曲事

重くひへハ人之罪を輕重い堂しん律
をもつて刑を加へひ事是〔が〕為ニ賄賂
を取りへハ〔朱註〕法之律を以刑を加へひ事
但過料之定人別戸數方別帳條例在之

一隱商賣致ゝ者品物取押過料錢爲差
出ひ事

但過料之定人別戸數方別帳條例在之

〔七二ウ〕

八四

人之罪を輕重致ひ者

159 一依怙最負を以人之罪を輕重い堂しむ者
其增減い堂しむ所を以其分之罪を加ひ
事若或も全く隠し或ハ全く偽ねへハ
其本罪をもつて刑を加ひ事

八五 失火

160 一失火い堂しむ者戸メ廿日類焼有之ムヘハ

三十日因て人を燒死致ひ得ハ鞭十五〔朱標入〕但

〔家之誰〕不ても手過致〔朱〕〔内〕者之刑を加

〔朱〕〔朱〕〔朱〕〔内〕事若御宗廟并御城等江類焼ニ及

〔朱〕〔朱〕〔朱〕〔内〕失火三十

161 一御藏廻内并諸役所に於而失火い堂しム
ヘハ鞭廿四

八六 野火

162 一山野江野火附ム者鞭三若本人相知連
不申ム得ハ其領分村所過料為差出
〔朱〕〔朱〕〔内〕但過料之定郡方別帳條例有之

八七

(貼紙粘着) 御觸ニ背ム者

163 〔貼紙粘着〕一御觸ニ背ムもの事之輕ハ戸メ十五日
重シ三十日

八八 不可為ス儀を致ひ者

164 一不可為儀を致ひ者事之輕ハ戸メ廿日

重シ鞭三此箇條之義元來重科ハ

律ニ正し起ケ条有之ム得共輕事ニ至

事變万端ケ条に難述ム間右様之義ニ

等に分此ケ条をもつて沙汰可致事

〔貼紙〕〔可論〕傷已上尔至ム得ハ斬罪

八九 科人手向致ひ者

165 一科人逃去捕手之モノ江手向致ム者本
罪乃上ニ二等を可加更尤人ニ疵付折

傷已上尔至ム得ハ斬罪

九〇 科人出奔

166 一牢破并預之者繩解出奔い多しム者
本罪ニ二等を可加事

一預之者不覺尔て取逃ム者預之人并

〔七四〇〕

〔七五〇〕

〔七七ウ〕

く追放可致事

番人江三十日之内捕〔は〕之義申付若捕〔は〕
之節〔は〕科人之罪に三等を減可申事
態与逃〔は〕得ハ科人同罪

九一
科人を隠〔は〕者

一科有之御詮義之ものを乍存かくし置
或ハ告知らせ逃去〔は〕者科人之罪に一等
を可減事

〔七五ウ〕

一惡吏無之出奔之後立帰之もの「御關
所外江出不申〔は〕得者過代夫役廿日
等を可加事

馬札紛失

一惡吏無之出奔之後立帰之もの「御關
所外江出不申〔は〕得者過代夫役廿日
等を可加事

〔七七オ〕

九五

一馬札紛失い多しひ者過料壹〔メシ〕文
一無札之馬賣買い堂しひ者鞭三

馬札紛失

九六

一馬札紛失い多しひ者過料壹〔メシ〕文
一無札之馬賣買い堂しひ者鞭三

〔七六オ〕
〔朱・押入〕
〔貼紙裏〕

九六

一姦淫之者鞭九男女可爲同罪事夫
有之〔は〕ものも鞭三十

姦淫

〔七七ウ〕

九四

一科有之〔貼紙裏〕
〔朱・押入〕
〔元〕
御關所忍通〔は〕者鞭九山越致〔シテ〕者
鞭十二

九三

一科有之〔貼紙裏〕
〔朱・押入〕
〔元〕
御關所忍通〔は〕者鞭九山越致〔シテ〕者
鞭十二

九四

立帰者

一科有之〔貼紙裏〕
〔朱・押入〕
〔元〕
御關所忍通〔は〕者鞭九山越致〔シテ〕者
鞭十二

九四

一幼女拾貳歳已下を姦〔は〕者強姦
ものも鞭三十

同様之事

九四

一科有之〔貼紙裏〕
〔朱・押入〕
〔元〕
御關所忍通〔は〕者鞭九山越致〔シテ〕者
鞭十二

九四

一幼女拾貳歳已下を姦〔は〕者強姦
ものも鞭三十

179

一妻女を許して姦を致せしむ者本

夫

〔貼紙〕

姦夫姦婦何れも同罪之事右

何連も姦所に見届達なる證據有

之夫或ハ親族より里申出ニ寄沙汰可

致更外よ梨訴〔朱印〕い者御取上無〔朱印〕之〔朱印〕候

〔七八〇〕

九七 僧尼犯姦

180 一僧尼犯姦之者平人犯姦之罪に一等

を加へ還俗爲致〔シテ〕事相姦しむもの

平人姦淫之罪に行ひ事

九八 下人家長之妻女を姦しむ者

〔七八一〕

181 一下人主人之妻女を姦しむ者斬罪妾

ハ一等を可減事

九九 相對死

182 一男女申合相果し者子細無之〔シテ〕ハ死骸取捨若女を先に殺し男存命〔シテ〕ハ下手人男相果女存命〔シテ〕得ハ解

死人ふ不及三日肆しむ上乞食手江相

〔七九〇〕

渡可申事

一男女共対斗〔シテ〕て存命〔シテ〕不得ハ三日肆

しむ上乞食手江渡之

184 一主人下人与申合相果しむもの下人相果

主人存命〔シテ〕ハ解死人ふ不及乞食手江渡之主人相果下人存命〔シテ〕へそ

獄門

〔七八二〕

185 一御免場所之外隠遊女抱置渡世致〔シテ〕者

鞭三

隠遊女

〔貼紙裏〕

科人片付之儀區〔シテ〕之沙汰有之〔シテ〕ニ付

此度御刑法沙汰被仰付申出之趣被遊

御聽届猶又以

御自筆被

仰出〔シテ〕間致勘辨批判遂穿鑿勸善懲惡ニ相成〔シテ〕様沙汰可有之旨四奉行江能々可被申含〔シテ〕以上

〔八〇〇〕

三月

御用人中

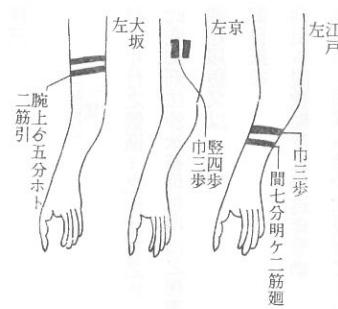
御家老

〔八〇ウ〕

入墨之圖

八四

〔八一オ〕

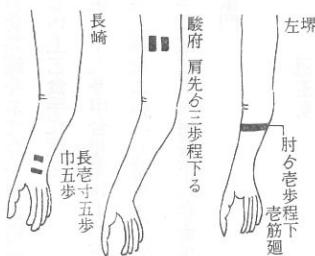


〔八一オ〕

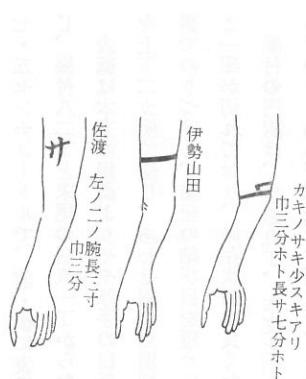
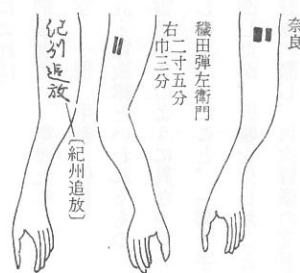
〔八一ウ〕

刑法帳沙汰之通申付ニ一体刑法之儀兼而一定之上尔ニ得共猶其時宣三
寄輕重之沙汰茂可有之事ニム且
箇条ニ適當之罪人有之ニ共何連
君臣之義を立而父子之親ニ本付總而
依而必しも其箇条ニ不可泥事ニム
〔巳〕
三月

寛政九丁巳年三月被仰付之



〔八一ウ〕



〔八三〇〕

〔八三一〕

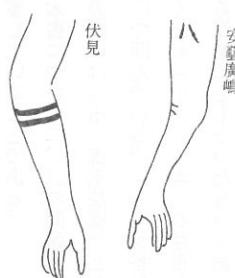
大場

九浦
〔先〕
野碇深青
大今十鰺
三蟹
板屋野木
木造

伏見

飯詰
淺虫
黒石

右場所〔朱抹〕
御構之者徘徊不相成事



〔八四〇〕

〔八四一〕

『御刑法牒』は弘前市立弘前図書館岩見文庫の一冊である。

『目録』によれば、

御刑法御定

寛政九年

GK三一一一・五一二四

写 一 冊 半紙 仮和

註：寛政律といわれるもの

と記す。書名がこのように異なるのは、外題が虫損を受けて判読しにくかったこと、「御」字が○で隠され、あたかも抹消を意図したか、仮題を付したことく見えることなどから、同館での登録に際し、目次冒頭の文言を書名と見誤って記録したものである。

本書は虫害・水損を蒙っている。体裁は、縦二四・二、横一七・五センチメートルで、前・後に表紙をつけ、本文は袋綴じ、墨付八二丁と末尾の白紙一丁からなる。

表紙は本文の用紙よりやや厚手の白紙を袋綴じにして、右端

を上下二カ所で綴じ、あわせ綴じた別紙を表から背に巻いて、裏でのりづけし、綴紐の結び目を覆っている。しかし綴紐はいま一部が切れており、保存状態は良くない。

墨付の内訳は、目録九丁、本文七〇丁、付図など三丁である。ゆとりある表記法で片面八行、一行一六字前後、各項目の前や条文の間に一行分の余白を入れる。

また外題および本文はすべて同筆とみられ、御家流の能筆でしたためられている。日記方ないしこれに相当する祐筆クラスの手になるものとみたい。各所に朱筆が入り、一部には紙を貼り、補訂を試みている。貼紙による文の抹消（七四〇）や改変（七六〇）である。朱書の上に紙を貼った例もある（四三〇）。また、誤字や問題ある箇所に桃色・薄黄色・白色の小紙片を貼り、その上から照合した結果に基づき訂正を施した例もみられる。後で剥いだ痕跡もある。紙片の大きさは、幅一・九センチメートル（二九〇）である。

本書の構成上の特徴は、はじめに目次のあること、本文末の一〇〇隱遊女の項につづけて、「覺科人片付之儀」云々および「御自筆之写」に加えて「入墨之図」および大場にかんするメモを収載していることである。

さて、本書について二、三の問題点を指摘しておこう。

まず、表紙には「ホ 御刑法牒」と記し、そのうち「ホ」と「御」を○で隠んでいる。「ホ」が番号に相当するとすれば、他に少なくとも「イ」～「ニ」の存在を推測させ、しかも本書に關係する作業にともなつたものであったと見う。同じ写本が他に少なくとも四冊あったか、関連する諸本が四冊以上存在したか、あるいは作業段階の異なる本が四冊以上あったのか。

岩見文庫には他にこれを明らかにする資料が存在するのかもしれないが、未見である。

目次九丁は本文と用紙を異にし、後補になるとみられる。目次は、朱筆を加えたのちに墨書きで番号を施している。この番号は、これまでに用いてきた仮番号（ゴチック体で表示）と一致し、他の目次のような異同はない。一つの定型を示し、明治初年に弘前藩から司法省に提出された京大本母本の条文配列順とも一致することになる。朱で補われたのは四五・五一一条である。

本文中の編目名は、最初は脱漏し、後から補筆されたものが多。当初から記入されていたのは、人命・打擲のみで、朱書きで盜賊・賄賂・田宅・倉庫・訴訟・運上・雜犯・犯姦が記入され、たとえば「盜賊 窃盜」ではなく、「田宅隱田畠」「雜犯博奕」など編目名と項目名を一体化してしまった乱れなど、この箇所については混乱がめだつ。その結果が目次にも反映している。

条文の配列については、一一四条を欠き、一七五条・一七四条の順になっていることが主要な異同にすぎない。この点も一種の完成形態に非常に近い本であることを示す。

随所にみられる朱筆（六五箇所）は、初筆の脱落箇所の補筆

や、誤字の訂正・抹消・段落・改行の指示などで、本文を新たに改訂したものではない。また残存する貼紙（一一箇所）に比べて多くみられる本文中の貼紙痕（四三箇所）は誤字訂正以外は、それぞれ何を目的としたものか不明である。

入墨の図は、しばしば見受けるものであり、本稿（十）に収めた『要記秘鑑』三十二の公義御仕置仕形にも、入墨として、江戸・京・大坂・堺・伊奈半左衛門・彈左衛門の六図がみられる（一九九頁）。最近翻刻された仙台藩の『評定所格式帳』にも江戸・大坂・駿府・（佐渡）・伊奈半左衛門・京都・長崎・堺・彈左衛門の図が見られる⁽³³⁾。本書は伊奈半左衛門を欠くが、両者に奈良・紀州・伊勢山田・安芸広島・伏見の図を収める。なお、弾左衛門は両本では右上腕に堅一筋であるのが、本書では二筋となっている。

大場については、鞭刑追放の最高刑として「鞭三十里大場御構」にかかる。具体的に示したものとしては、本稿（四）『寛政律』には冒頭の明律との刑名比定のあとに、

大場 四浦 五浦 木作 飯詰
板屋野木 浅虫 黒石
とあり、続けて三御通地（碇ヶ関・青森・篠ヶ沢）を記す（二二九頁）。（五）『寛政律』も三鞭刑追放の欄外に朱筆書入で、

町奉行所格帳

大場

四浦 五浦 木作 板屋野木 飯詰 浅虫 黒石

三御通地

碇ヶ関 青森 續ヶ沢

と記している（九七頁）。本書では四浦・五浦をあわせた九浦の表記を用い、朱でそのうち青森・縫ヶ沢・深浦・十三湊の四浦と蟹田・今別・野内・大間越・碇ヶ関の五浦の地名頭文字を略記している。野内以下は海港ではなく、陸閥であるが、同様に交通の要衝で他国との出入りに関わる場所として重要視されていた。

(32) 弘前市立弘前図書館『岩見文庫郷土資料目録』昭和五七年一二月、八一頁。なお、本書は既刊の『岩見文庫郷土資料目録』その一・その二・その三、および補遺の部を再編集したものである（同書序・凡例）。

(33) 吉田正志『評定所格式帳（上）——仙台藩法制史料第二——』（東北大大学法學部法制資料調査室研究資料一五）東北大大学法學部法政資料調査室 一九九一年三月、一二・一三頁。

成果の一部である。

付10 『御用格』二十三・二十四

(国立史料館所蔵)

凡例

一 国立史料館所蔵本(陸奥国弘前津輕家文書 一五九)を用いた。

一 本書の後半は虫損のため閲覧禁止となっているので、閲覧可能部分のみを翻刻した。

一 字体、字配りはできる限り、原本に従つた。異体字・変体仮名については必ずしも原本に従つてはいない。

一 假項目番号一、二、三、……および各件番号1、2、3……を付した。ただし、閲覧不能の個所は、件数不明につき、便宜上、番号を空けた。

一 各項目、各件の前をそれぞれ一行空けた。

一 原本の丁数および表裏を各終行末に「」で示した。

一 各丁片面八行で記されており、念のため空白行数を「」で示した。

一 他に適宜書き加えた箇所も「」で示した。

一 讀点を適宜施した。

從文政八年
至弘化四年

御用格 二十三

卷ノ二十三

変 弘前火事

被仰出〔未〕

在浦火事〔未〕

山火事〔未〕

附江戸共

〔未〕

〔未〕

〔未〕

〔未〕

〔未〕

〔未〕

〔未〕

〔未〕

〔未〕

〔裏八行分空白〕

〔未〕

1 一
〔文政十八〕年三月廿六日 被仰出

一出火之節御用ニ付火元江龍越、御側廻り火事具左之通、

一笠

表朱裏金鏡地ニ黒万字之

御印式ヲ、但萌黃総角、

一羽織

〔卷二〕白地ニ黒万字ノ御印毫ツ、但萌黃総角、

〔口取紙〕「文政八年ヨリ」

一夜中ニ者腰指挑灯朱堅筋ニ黒

御紋三ツ、

右之通ニ而火事場江龍越、間、寄場

詰并火元諸役人所ニ御門番ニ而茂

相心得ぬ様、

一火事場并途中之儀も、下ミニ至まで、

右之御印兼而相心得、少茂無作法

無之様、若心得違有之、御用支相成、ハヽ、

急度御糸可被仰付、

但途中町火消ホ者勿論、物頭組頭

一胸勢行列茂乗切可申ム間

相心得、様、

右之通被仰付ム間、御家中并寺社在町

下ミ之もの共迄心得違無之様、其向

支配頭ニ而能ミ申付置ム様、不洩ム様、

〔卷二〕御目付觸有之、

〔二才〕

2 〔文政十二〕年四月十七日

一変場江相詰ムもの之内、火消道具

持参不致、所ミ江ノ龍有、猶又見物毫通
龍越、ものも有之、火消方妨ニ相成、旨、
以来右躰之もの於有之ハ、急度御糸

可被仰付旨御觸有之、

但天保五年正月廿七日又ミ御觸有之、

〔天保元〕五月十五日

一寺社役申出ム、兩御寺并草秀寺

変中ホ之節、

御尊牌御立退之始末、御尋被仰付、

左ニ、

一長勝寺近邊變事ホ有之、持方見切

〔三才〕

無之、

御尊牌御立退之節者、同寺境内

〔三〕 遠林之内江、

〔四〕 御尊牌奉守護、則曰同寺江御安座

相成、節者、御仮殿御出來迄之内、

革秀寺

御尊牌御安座被 仰付、様、尤則日駒越

淺場時〔出損〕寄差支之義有之節者、耕

春院江 御安座被 仰付、様、

一報恩寺近邊變事ハ有之防方
見切無之、

御尊牌御立退之節者、同寺境内裏通り

御尊牌奉守護、則曰同寺へ

御尊牌御安座相成兼ハ節ハ、御仮殿

御出来迄之内、薬王院江御安座被
仰付、

一革秀寺近邊、前同様之事ニ而

御尊牌御立退之節者、同寺裏通江

〔四〕 御尊牌奉守護、則曰同寺江

御尊牌御安座相成兼、節者、

〔四〕

御仮殿御出來迄之内、長勝寺江

御安座被 仰付、様、尤則日駒越淺場

差支有之節者、橋雲寺江御旅之御振

を以、御安座被 仰付、淺場差支無之

處ニ而、長勝寺江 御安座被 仰付、様、

右之通下取究可申上ハヘ共、變事之

義者其時之風合ニも拘ムニ義ニ付、豫規

規定相究、義難申上ハ間、其時ニ隨ひ

何連御差圖被 仰付、様、申出之通被

仰付、間、夫ミ可申通旨、寺社奉行江

申遣之、右ヶ条書取為心得兩組頭江

相渡、尤右之通被 仰付、ハ共、其時之

風合ニも寄、義ニ付、何連應變之差圖

致ム様被 仰付、与認、

〔五〕

4 〔五〕 天保五年四月十六日

頃日繁ミ出火有之、物騒之旨相聞得、問、

御使番藤田忠之進・藤田彦四郎・築館

文弥・猪俣常作・外崎宗十郎儀、町

廻被 仰付、尤諸勤引取被 仰付、旨、

〔六〕

口達ニ而申付ヽ、右趣御使番通用番江

為知由遣之、

〔二行分空白〕

〔六〇〕

〔八〇〕

仰付ヽ、

〔表八行分空白〕

〔九〇〕

〔六一〕

〔裏八行分空白〕

〔七〇〕

〔一〇〇〕

〔表八行分空白〕

〔九一〕

〔七一〕

〔八一〕

〔一〇一〕

三 在浦火事

〔一八三〇〕 天保元年十二月廿二日

一青森町奉行工藤源左衛門申出ヽ、一昨
廿日夜五時已前青森町奉行所勝手
与り出火ニ而、役所廻不殘燒失之旨、
い細申出有之、

但右ニ付、同二年正月十七日源左衛門義

〔七〕

慎被 仰付ヽ、其外御継向い細有之、

〔三行分空白〕

〔八〇〕

四 山火事

〔一八三一〕 文政十一年三月廿二日

一岩木山高硫黃平出火之旨申出ヽ、問、其方
共内老人早速罷下防方可有之ヽ、
猶時々様子可申出冒、郡奉行・山奉行江
申遣之、

一右ニ付両目付老人ツヽ、罷越ニ様、大目付江

〔九〕

申遣之、

〔一〇〇〕

一右ニ付、今一左右次第罷越ニ様、大組

諸手物頭御目付ヽ申遣之、

但守社役防方并人夫差出方に細
有之、

〔一八三四〕 同五年二月十九日

一燐ヶ沢七石出火、燒失家數百八拾五軒、

有之、

6

〔一八三四〕

同日

付郡奉行山奉行江申遣之、
但老人ツヽ、

〔一一〇〕

右ニ付山方吟味役老人早速罷越、

役ミ江不及罷越旨申遣之、
防方之義可申付旨、勘定奉行申遣之、天保元年七月朔日
〔一八三〇〕

一郡奉行・勘定奉行申出、私共是迄

山火事又者弘前近邊見分ホ之節、

三御馬屋ル御貸馬被仰付罷有ル處、

御出旁ニ而御貸馬多少之節及山火事

火差懸差支之義有之ル間、御武具藏

御有合之内馬具老通ツ、両役所ヘ

御預被仰付度、左、ハ馬之儀者町馬・

〔一九〕 在馬之内相用度義、申出之通、

〔一一〇〕

9 天保九年四月廿四日
〔一八二六〕

一柏木館野江火事有之旨相聞得、間、

其方共組召連、早速罷越、防方夫ミ

可申付旨、御持箇足輕頭堀忠五郎江

諸手足輕頭渡邊碓太郎江申遣之、

右ニ付早速罷越防方可有之旨、御目

〔一〇〇〕

一右ニ付御代官近郷村ミ人夫召連押立

防方可申付旨、郡奉行江申遣之、
右ニ付山方締役并山役人早速罷越

ル様、山奉行江申遣之、

ル様、山奉行江申遣之、

一右ニ付両目付罷越、防方之義大目付ヘ

〔一九〕 口達ニ而申付、

一右ニ付大火ニ相成ルハヽ、防方可被仰付、間、

組召連罷越ル様、内意、御持鑓奉行

鶴川左門介・大組物頭海老名彦藏ヘ

申遣之、

一右同様御使番外崎宗十郎・齊藤

勝弥・笠森重吉江申遣之、

一以手寄致啓上ル柏木館野ニ火事有之

火勢次第防方可被仰付、旨、御内意

御手廻組頭津輕直記、御馬廻組頭山野

〔一一一〕

主馬江申遣之、

義防方被 仰付、閭、組足輕召連早速

罷越防方之義可申付旨、諸手足輕

頭戶田清左衛門・對馬刑部江申遣之、

一右ニ付防方被 仰付旨、渡辺將監并

〔卷十五〕溝江傳左衛門江内意申遣之、

〔一六〇〕

〔卷十五〕右出水九歩之旨申出、閭、當番太田

〔一六一〕

〔解〕勘ヶ由罷越ひ様口達致、、

〔一六二〕

一右ニ付諸役防方被 仰付、義、い細有之、

〔一六三〕

〔卷十五〕五行分空白〕

〔一六四〕

〔卷十五〕表八行分空白〕

〔一六五〕

〔卷十五〕表八行分空白〕

〔一六六〕

〔卷十五〕表八行分空白〕

〔一六七〕

〔卷十五〕表八行分空白〕

〔一六八〕

〔卷十五〕表八行分空白〕

〔一六九〕

〔卷十五〕表八行分空白〕

〔一七〇〕

〔卷十五〕表八行分空白〕

〔一七一〕

五 地 震

〔裏八行分空白〕

〔一七二〕

〔一七三〕

〔一七四〕

〔一七五〕

〔一七六〕

〔一七七〕

〔一七八〕

〔一七九〕

〔一八〇〕

〔一八一〕

六 洪 水

10 天保元年八月十六日

一岩木川出水八步之旨申出、閭、甚方

八 出 奔

11 文政八年八月十一日

被仰付、

一 横山清次郎申出、祖母先頃病屈ニ而
他行罷帰不申、出奔御斷之処、此節
堅田村清吉与申もの之方ニ罷有ニ段
申來、外ニ寄方無ニ付取寄養育
願之通、

12 同「八八」
〔十八〕 同「八八」年六月十七日

一 藤林助左衛門申出、母病屈ニ而
先年出奔之處、平内邊ニ罷有ニ由、
取寄養育仕度義、願之通、

13 文政十一年十月五日

一 以前御馬廻與力相勤、葛西弥太助
恆安五郎義享和三年出奔之處、秋田
阿仁金山ニ住居、諸山金銀銅鉛ニ心を
入、見立功者ニ付、呼越之儀、御国産
御用懸る申出、ニ付、御国徘徊
御免之義、委細三奉行沙汰之通

〔一九ウ〕

14 同年四月十五日

一 出奔人之内鍛治町之弟吉儀、佐竹様
廻銅之一件懸合、
〔十九〕 拂被仰付、下河原カ鍛治町支配江
移住之ものニ有之處、去八月同所カ
出奔之義ニ付御届之義、い細者御届之

〔一九オ〕

15 同十二年四月十二日

一 秋元藏主弟牧太郎儀享和二年
出奔之處、塗師心得ニ付、御国徘徊
御免之上、町住居之義、委細三奉行
沙汰之事、

〔表八行分空白〕

〔廿〕

〔裏八行分空白〕

〔二一オ〕

〔二一ウ〕

一〇 拝

16 九 捨子迷子

〔文政九年十一月十五日〕

一西館万弥申出、同役晴山常八郎

門前ニ捨子有之ニ付御片付之儀申出、
養置ニ様被仰付、追而御片付之義

可被仰付旨申遣之、

但同十七日右捨子親之方ニ而萱町

〔廿二〕

万之与申ものへ相返、義、い細有之、

〔廿三〕

〔二二二タ〕

17 同十一年八月廿七日

一御持筒齋藤弁作申出、當六月南溜

池水門尻る捨子、此節相勝不申ニ付、

御医者被仰付度旨申出、醫者申合之上

藥用差加ニ様可申付旨申遣之、

但九月三日病死ニ付、御手當ヒ下方之義

い細有之、尤右捨子當六月十五日

養育之義申出、為御手當鳥目毫メ武百文

被下置、義、同日ニい細留有之、

〔七行分空白〕

〔朱提〕

〔裏八行分空白〕

〔二二二タ〕

段申出有之ニ間、御沙汰中榮次宅江

一 拝

〔朱提〕

〔七行分空白〕

〔二四〇〕

〔虫損〕

〔裏八行分空白〕

〔二四一〕

18 一 嘘咲狼藉

〔文政十一年八月十三日〕

一以上支配花田平四郎儀、黒石表江神事

見物ニ罷越、打擲ニ逢、義ニ付、親類

成田官藏寵越召連寵帰、処ニ而、

他出差留之上、官藏見繼之儀ならひ

途中役筋足輕共附添之儀、い細

有之、い細之義者御呵之部ニ有之、

〔廿四〕

〔二五〇〕

19 同十九日

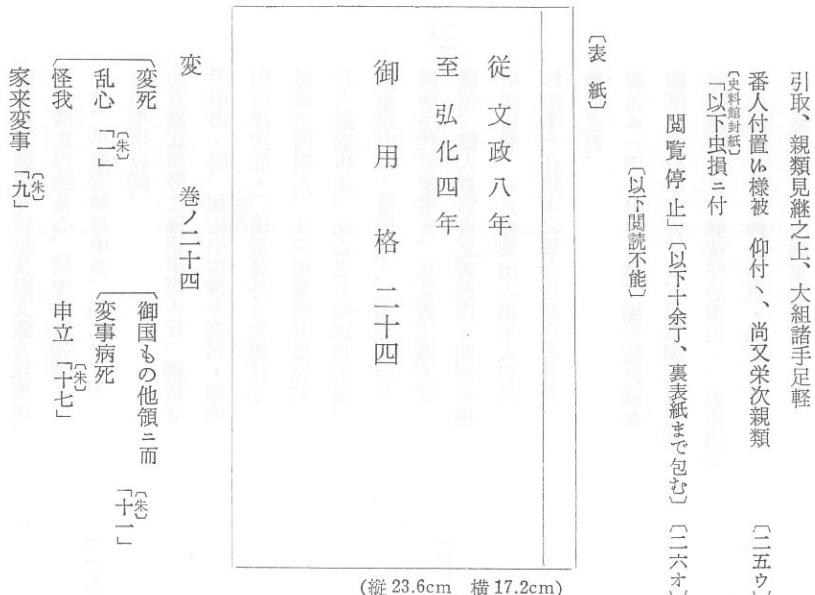
一以上支配長谷川栄次義、去ル十七日之

夜松森町木挽久八子小市郎与申者

及慮外ニ趣ニ而打捨ニ段、申出有之、

同町名主高嶋屋半左衛門方江寵有之

段申出有之ニ間、御沙汰中榮次宅江



- 一
文政十年二月六日
一小笠原金次郎申出ヽ、実父喜藏義
氣分不宜い處、窺之上、於一間所養生
之處、昨五日変死仕、御見分相濟ニ付、
死體取片付被 仰付度義、先年より他出
御差留被 仰付寵有体問、葬式之義
〔朱〕
〔虫損〕
〔二七〕
〔ハ〕
〔二七〕
〔但檢使御手廻老人、御徒目付老人、
足輕目付老人ヒ 仰付ヽ、
- 〔一才〕
- 九七

申もの、御留守居比良野文藏方江龍越、手代共之内致乱心、同僚共致殺害ふ付、早速取鎮可申処、甚人少ニ而行届不申ル間、

此方様江加勢之儀頼申來ル旨、御留守居申出、間、御徒小頭神多喜司・御徒川口伴次郎・〔出置〕田重藏外ニ大組諸手足輕之内四人、江戸組警固并足輕共五人差遣ル處、乱心之もの取押引渡、何連茂引取、旨申出、尤翌廿四日

〔告〕同所手代高瀆唯吉、比良野文藏万江籠越、御人數拝借之義御内ニ開済ル様申聞ル間、右之趣御出入御小人目付松船半六江始末之趣与得致内證ル處、檢使之節、

御名ホ一切不申出、間、御手抜之義無御座、宣段申聞ルニ付、後日聊故障之儀有御座間敷旨、御留守居申出、右申出并其外前書差向、御徒小頭・御徒与リ申出書付共、夫ニ御家老中江

〔二ウ〕

3

天保二年二月八日

宇膳殿々被差下旨申來之、

一御中小性佐野辰五郎義、奥内別段
締役相勤籠有ル処、一昨六日於同所致自害相果ル旨、申出有之ル間、青森御藏立合之内老人、右檢使申付、尤立合之儀者同所勤番目付ル申付、間、
〔三〕申合一所ニ籠越相勤ル様、御手廻組頭ハ申遣之、大目付ニモ申遣之、

但組合別段役足輕目付、右之趣
大目付ル申付、様、口達ニ而申付之、

一同十二日檢使三上恩藏ル見分之

始末ホい細申出有之、右者憤ル葬送
同之義共存之、

〔四オ〕

〔四ウ〕

4 天保四年三月九日

一以下支配佐・木忠吾儀、狼藉ものニ
出逢、得疵相果、足輕目付檢使委細
申出有之、

九八

5 天保七年二月廿八日

一町奉行申出、昨夜出火之節、茂森町
竹屋清九郎与申もの怪我死い多し、

旨、町年寄町目付〔虫損〕申出、間、足輕

〔卷四〕 目付見分之上取片付、義、伺之通、

6 天保七年四月十四日

一銅山方御用懸勘定奉行申出、八光山

金名子傳藏居小屋出火二而、當二月

出生之子供〔虫損〕人燒死之旨、銅山役川村

覺之承寵越、見分之處、申出之通相違

無之レ間、取片付方夫〔虫損〕申付、旨申出、

承届、、

7 同年四月廿一日

一芝居役者小佐川常世女房、氣分

不宜處レ娘突殺、死骸足輕目付

見分之義申出、尤町目付立合之上、町

年寄江夫〔虫損〕詮議方申付置レ旨申出

次第可申〔虫損〕旨、尚又前書女房儀ハ手

錠之上、番人・夫附添せ、五軒組合共へ

嚴重見縦方申付置旨、町奉行申出

〔卷五〕 之通、

〔五才〕

8 天保七年十一月廿九日

一郡奉行申出、和徳組富田村方太郎

名題家屋敷住居御持鑓甚太郎方江

同居之浪人中村弥太郎方江、昨夜

盜賊入込、弥太郎并母妻子共四人

殺害被致、間、役筋見分之上早速

御片付被〔虫損〕仰付度義、申出之通、足輕

目付老人寵越見分申付旨申遣之、

9 同年十二月九日

一小鹿勝之進儀、風氣ニ而寝伏居レ處、

大伯父岩川專郎親源十郎乱心ニ而

切懸取押、悪木村八右衛門方江逃行

切害被致〔虫損〕義并八右衛門〔虫損〕もい細

申出、役筋見分之義共、い細有之、

但十月十一日死體〔虫損〕片付、并源十郎

〔六才〕

〔六〕 入牢ヒ仰付義共、い細有之、

〔七才〕

〔七八五〕 天保八年二月十三日

深ナ壱寸斗壱ヶ所、左手指之内武ヶ所
削疵負ひ間、御医者佐ミ木宗壽頼合
療治之旨承届、尤疵見分檢使手廻

壱人出席、御徒目付壱人被
仰付、旨
申遣之、

〔二行分空白〕

〔八ウ〕

一三奉行申出、変死之もの有之節
取片付之義ニ付、別段申出、書付被成
御渡、評議仕虫損口ニ御仕置ホ之もの与違、
平民を乞食手ニ而取片付之義者、

不穩様奉存、間、葬具ホ之御扱

可有之ハ共、左迄之義ニモ無之、文作

年中被 仰付、趣ニ而、子細無之旨、

其旨差心得、是迄之通取扱ニ様被

仰付、様、左、ハ、作事奉行江も被

仰付、様、申出之通、

〔七ウ〕

一三 他領もの御国元ニ而
変事病死

〔二行分空白〕

〔裏八行分空白〕

〔九オ〕

〔九ウ〕

11 〔七八六〕 天保九年七月十七日

一友木左吉申出、忤右吉義昨晚

踊見物ニ罷出ハ處、狼藉ものゝ仕業

ニ茂ム哉、且ハ人間違ニモハ哉、於鍛治町

〔未〕 明ケ八時過手疲、頭之内長サ武寸五歩
位、深サ五歩斗、武ヶ所突疵、長サ壱寸位

〔九〕

一四 家来変事

〔七行分空白〕

〔一〇オ〕

〔裏八行分空白〕

〔一〇ウ〕

〔八オ〕

一五 雜人変事

但法立寺ら徃來手形并寺請状

差出、義ニ付、寺社被 仰出之部へ

記之、

〔天保元年七月廿二日〕

一町奉行申出、滻沢村松之助子福松并

松次郎、伊達郡森山村境内ニ而被

殺害ニ旨、木下宮内少輔様役人中与り

申来、詮議之処、松之助子福松儀者半助

子之福松ニ有之、松次郎者松之助事

松太郎子松次郎ニ有之旨申出、親類共

義者老若斗ニ付、右之もの共親ニ罷登

ニ様、來ル廿五日迄弘前表へ罷上リ、同廿七日

諸組町同心附添、爰許出立ニ様申付、

猶又參宮抜參之義、兼而被 仰付茂

〔卷十六 有之處、右駄不辱之義、追々詮議之上〕

可申上旨共、御代官ら伺之通申付旨

申遣之、

但七月十八日、右之義ニ付、來狀共、い細

有之、

申立

〔十七〕

〔七行分空白〕

〔一七八〕

〔裏八行分空白〕

〔一八〇〕

〔史料館封紙表書〕
〔以下虫損ニ付〕

閲覽停止

〔以下數丁閲讀不能〕

〔一九一〕

この二冊の体裁などは、二十三の表紙が全面黒化している（罹災時に、最上部にあつたか）他はすでに紹介した二十一・二十二と変りないので、省略する。ただし両冊とも二十一・二十二に比し非常に薄い。

弘前市立弘前図書館『弘前図書館蔵津輕家文書総目録』（昭和五九年三月）によれば、御用格の二十三・二十四について、

御用格（寛政本） 御日記方

TK二〇九一

寛政写 二四冊 半紙倍 和

内容：〔中略〕

第二三 変（被仰出 両都御屋敷御類焼并弘前火事 在浦火事

事 山火事 地震 洪水 大風 出奔 捨子・迷子 打捨

者）

第二四 変（変死・乱心 家来変凶 雜人変事 御国者他領

ニ而変事 他領之者御国ニ而変事 申立之部）

御用格（從寛政三年至文政七年）

TK二〇九一二

写 二五冊 半紙 和

内容：〔中略〕

卷二三 変（被仰出 弘前火事江戸共 在浦火事 山火事

地震 洪水 大風 出奔 捨子迷子 討捨 嘘壁附狼藉）

御用格（從文政八年至弘化四年）

TK二〇九一三

写 二〇冊 半紙 和
内容：〔文政八年よりと天保一〇年よりとに分かれ、記事のない項目もある。卷一から卷二〇まで〕「以下略」
御用格（從嘉永元年至安政六年）
TK二〇九一四
内容：〔中略〕

卷二三 変（被仰出 弘前火事附江戸共 在浦火事 山火事
地震 洪水 大風（記事なし）出奔 捨子迷子（記事なし）
討捨（記事なし）敵討 嘘壁狼藉）

卷二四 変（変死・乱心・怪我 御国者他領ニ而変事病死
(記事なし) 家来変事(記事なし) 雜人変事(記事なし)
申立 他領もの御国ニ而変事病死)

と記してあり、第二編は卷二四を欠き、第三編は卷二一下を欠く。後者の欠巻がこれまで紹介してきた国立史料館所蔵分に相当することは、あらためて説明するまでもない。

変の部については、自然現象による事故・災害および人為的な事故・災害をあわせて記録しているが、犯罪ないし科刑・処分を必要とするものと隣合させといえる内容もまま見える。人為的事故・災害の原因あるいは加害者が特定できぬため、凶の部に入らなかつたものもあるようだ。

虫害が甚だしく、閲読できなかつた箇所も多いが、これをもつて暫定的な紹介を終える。快く史料の閲覧・撮影を御許可いただいた国立史料館および担当職員の方々に謝意を表する。

なお原稿作成後、待望の『御用格（寛政本）』上・下巻を入手した。保存のため現在閲覧禁止になつてゐる本書がこのようない形で自由に利用できるようになつたことは、誠に喜ばしい。

膨大な原稿の作成に当られた佐藤吉長氏と校訂を担当された長谷川成教授の御労苦にも謝意を表したい。ひきつづき第一次追録本（寛政三年～文化七年）、第二次追録本（文化八年～弘化四年）、第三次追録本（嘉永元年～安政六年）の刊行も予定されている由で、大いに期待したい。その節にはこの国立史料館本も合せて全文翻刻していただけるよう望みたい。今回の作業はそれまでの中間的な役割を果たすものである。

なお、前に紹介した『要記秘鑑』三十三・三十四と、今回公刊された『御用格（寛政本）』との関係については、別稿で述べることにする。

執筆者紹介

橋本 久 岩村 等 北島 平一郎
同 同 同 教授（外交史）

教 授（日本法制史）
助 教 授（近代法制史）

（執筆順）